

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：日本コンベヤ株式会社
住所：大阪府大阪市中央区大手前 1－7－31 OMMビル

2. 指名停止措置期間 自 令和 7 年 6 月 20 日 4 ヶ月
 至 令和 7 年 10 月 19 日

3. 事実概要
日本コンベヤ株式会社は、公正取引委員会により、令和 7 年 3 月 24 日、建設業者が発注する特定エレベーター方式 P S 設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 5 号に該当する。

＜指名停止措置要領別表第 2 第 5 号＞

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第 12 号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭 1 番地 電話 0 2 9－8 6 4－0 5 6 4